

なりまして、先ほど申しあげましたように差引残額は百三十三万三千二百円と相なる次第でございます。これを元利償還金に充当するものでございます。

なお、巻末に実質収支に関する調書、財産に関する調書等を添付してございますので、ご参照願えれば幸いです。以上非常に雑ぱくでございますが、説明いたします。

○議長（石川信義君）引き続いて監査委員から監査結果について報告を求めます。

（監査委員塩野鉄之助君登壇）
○監査委員（塩野鉄之助君）ご指名がございましたので昭和四十七年度福生地区消防組合一般会計歳入歳出決算の審査報告をいたします。

福監発第一千六百八十三号

昭和四十八年八月十一日

福生市長石川常太郎殿

福生市議会

福生市監査委員 山下久吉

同 塩野鉄之助

昭和四十七年度福生地区消防組合一般会計
歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により審査に付された昭和四十七年度福生地区消防組合一般会計歳入歳出決算書並びにその他関係諸帳簿等審査しました結果はつぎのとおりである。

（一）審査実施日及び場所

昭和四十八年七月二十六日 福生市役所第二庁舎

二階会議室

（二）審査の結果

地方自治法第二百三十三条第一項の規定に基づき調整された決算書及び決算付属書類は、地方自治法等の関係法令に正しく準拠し、合法的に処理されており、決算書の計数については関係諸帳簿並びに

に証拠書類と照合審査した結果、計数、予算の執行は正確適正であることを認めた。

以上きわめて簡単でございますが審査報告といたします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番（石田博君） 熊川出張所用地は地主の協力によって安く買収できたが、かんじんの庁舎はいつごろできるのか。見通しがわかつたら説明を願いたいと思います。

○市長（石川常太郎君） もちろん東京消防庁において決定されることでございますが、その消防署のございます市と町で連絡会が結成されておりますが、そのほうの意見も聞くようでございます。す。当市もその協議会に入らせていただきました。最初に都に委託いたしまする話し合いのときに、なるべく熊川出張所を早く建設していただくように申し入れたのでございますが、その当時にあきましては昭和五十年ごろになるだろうという話でございます。

福生市議会

ました。いま少し早くならないかということをお願いしたのでございますが、早くても五十年だろうとの説明でございました。したがいまして私どもといたしましては熊川出張所は昭島市にとつてもたいへん利益になりますので、昭島市ともども消防庁はもとより消防協議会にも協力を申し入れまして昭和五十年には建てられるように運動をいたす所存でございます。

「了解」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号につりては、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 石川信義君 ご異議なしと認めます。よって議案第九十三号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 石川信義君 日程第十議案第九十四号福生市土地開発公社の設立についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 高水 求君登壇

○企画財政課長 高水 求君 ご指名がございましたので議案第九十四号福生市土地開発公社の設立について提案理由の説明を申しあげたいと思います。

本件につきましては先の全員協議会において土地開発公社の設立の趣旨、性格等についてご説明申しあげましたので、今日は定款の内容等についてご説明申しあげたいと思います。すでに議員さん各位におかれてもご案内のとおり近年における経済の高度の成長といえますが、こういうものに伴いま

福生市議会

して人口あるいは産業の都市集中化が進み、都市地域における土地利用の混乱あるいは地価の異常な高騰等が起きているわけでありまして、都市地域における土地の取得というものは一そう深刻な問題となっております。そういう中における市町村におきましては、行政施設をはじめとして道路・公園等公共施設の整備拡充をはかっていかなければならないという現状であります。このような中におきまして政府におかれては先に公有地の拡大の推進に関する法律というものを制定されまして、地方公共団体とは別に土地開発公社を設立させ、そういった困難な情勢の中においての市町村の公共用地を機能的に、しかも民間の資金導入をはかり、弾力的にいままでの地方公共団体で行い得なかつたような先行取得をするために公社を設立することに相なったわけでございます。

この土地開発公社の設立につきましては東京都知事の認可がございしますので、かねてから東京都と事前協議をしてまいりましたわけでございますが、ようやくおおかたの協議が整いました

ので本日正式に設立の趣旨と定款を提案した次第でございます。

では福生市土地開発公社の定款につきましてご説明申しあげてみますと、第一章にあきましては総則が第一条から第五条まで制定されておりまして、これは福生市が福生市土地開発公社を設立いたしましたして事務所を市役所に置くというようないことが規定されております。

第二章は役員及び職員に関する規定で、第六条から第十二条までの七ヶ条になっております。理事は七人から十人置きまして、その中で理事長一人、副理事長一人、それに監事等を置きまして任期を二年とする。その他役員の職務及び権限、役職員の任命権及び兼職の禁止等を規定しているのが第二章でございます。

第三章にあきましては理事会の構成等についで第十三条から第十七条までの五ヶ条にわたって書かれておりますけれども、理事会の招集及び会議方法、それから議決事項とい

たしましては第十六条第一項第一号から七号までに設けてあるようなことについて理事会で議決を行うということでございます。

第四章は公社が行う業務とその執行でございますが、業務の範囲にあきましては過日の全員協議会にあきましては詳しくご説明申しあげた次第でございますけれども、公有地の拡大の推進に関する法律に定められておりますところによりまして、先ほども申しあげましたとおり道路、公園、緑地その他の公共施設、または公用施設の用に供する土地の代替地を含めましてそういうものを取得し、また管理し、そして市に譲渡するということなことで、それと国とか地方公共団体等の委託に基づいて土地の取得のあつせん、調査、測量その他の業務を行うということもございます。また業務方法書につきましては先立ってご配付申しあげましたような内容のものでございます。

第五章にあきましては基本財産の額その他資産及び会計について定めているわけでございますが、公社の資産を基本財産

と運用財産といたしまして、基本財産として五百万円を一般会計から出資していただきまして制定するというもの。また事業年度は四月一日から三月三十一日までとする。これは企業会計方式をとりまして財務諸表といたしましては貸借対照表、損益計算書あるいは利益及び損益の場合の処分方法等が規定されております。

第六章は雑則でございますして解散する場合の規定などがございます。

附則におきましては施行の期日と経過規定でございますけれども、この定款は公社設立の日から施行することと、最初の役員の特例や最初の事業年度の特例等を附則として経過規定で定める次第でございます。

非常に雑ばくな説明でございますけれども、以上のような趣旨と定款をもって福生市土地開発公社を設立したいということとで本案を提出した次第でございます。

よろしく慎重ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

しまして説明にかえさせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番（山石田博君） 理事はどのような範囲から選ばれるものか伺いたいと思います。

○企画財政課長（高水求君） 山石田議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいま予定しておりますのは、事業を執行する課長、それから市長を除いた三役であります。監事につきましては管理部門の課長を二名ほど予定しております。

○二十三番（山石田博君） それでは人数が足りないと思うが……

○企画財政課長（高水求君） セン以上十人以内でございます。

「了解」と呼ぶ者あり

○十番（松山清君） 土地開発公社設立の趣旨を説きますと、率直なところ、福生市の公共用地取得が困難になったのは、いつてみれば区画整理事業を行ったので公共用地取得が困

難になったと書いてあるわけです。ご承知のように土地が公共用地だけでなく全般的に高騰しているのは現自民党政府が一貫して土地政策に対して無策なだけでなく、日本列島改造という土地の高騰を促すような政策をとってきた結果、公共用地の取得が困難になってきたということが大前提ではないか。それを不問にして福生市がいままで工地区画整理事業をやってきた。その結果公共施設に必要な土地の取得を困難にさせてきたというようにしかここには書かれていないわけです。その点設立の趣旨についてもう少し詳しく伺いたいと思います。それに土地開発基金との関係はどのようなことになるのか伺いたいと思います。

○企画財政課長（高水求君） 文面ではそのようなことが書かれておりますが、要するに土地の利用が多岐にわたってきたということであり、別にこれが区画整理を行ったことにより地価が上がったということではございません。

ご案内のとおり一般的に非常に土地を中心としての利用

率が上がってきたために地価が非常に上がってきたということ。そういう観点から現在の地方公共団体の方法ではなかなか取得が困難であるので、別の団体——いわゆる地方公共団体の分身である法人格の公共を設立したいということでございます。

それから土地開発基金のことにつきましては、基金として別に土地開発公社の中に繰り入れることはできませんので、土地開発基金につきましてはそのまま存続して利用していくことになりま

す。

○十七番（関米吉君） 先ほどの岩田議員の質問に関連いたしますが第十一条の職員について、これは結局事務所を市役所内に置くということになりますと、市役所に一区画をつくってどのような職員を置くのかお聞きしたいと思います。

○企画財政課長（高水求君） 公社の職員につきましては、先ほど提案されました組織条例の一部改正によりまして用地課ができますので、それらの職員を充てたいと考えております。そのような意味で用地課をつくりたいということです。

○十七番 (関米吉君) すると市職員以外の者は全く使わないという（とですか。

○企画財政課長 (高水求君) そのとおりでございます。
「了解」と呼ぶ者あり

○八番 (吉岡一三君) 税金面について伺いたいと思いますが、公社が先行投資し買い上げた場合、売ったほうはどのような免税点があるのか。その点研究したいと思うのでお尋ねいたします。

○企画財政課長 (高水求君) 先立って配付した資料の最後に記載してありますように、租税特別措置法のいわゆる譲渡所得の特例控除の道が開かれておりますけれども、いわゆる代替地ということで譲渡を受ける場合にはございません。

いわゆる特別控除を受けられるのは、土地収用法に基づく収用事業に該当するかどうか、また実際に事業計画があるかどうかということについて、税務署と事前協議をいたしまして、そして成立した場合にはいままで一、二百万円であったのが四十八年

度から二千万円に変わったわけですが、そのような道は開かれております。

○八番 (吉岡一三君) 先行投資となりますと、確かな目的がなくとも先行投資をしておく場合があると思います。たとえば代替地としてこういうところかどうしても必要だという場合にはそれを見つければならないわけですが、そのときになってから見つかるのは不可能だということで先行投資をし先買いをしておくわけですね。先買いした時点では一般と同じわけですか。

○企画財政課長 (高水求君) そうです。
「了解」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○十一番 (伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっており、議案第九十四号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを御玉います。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を

得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第九十四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第十一議案第九十五号町区域の設定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案第九十五号町区域の設定につきまして提案理由の説明とその内容をご説明申し上げます。

多摩河原区画整理事業につきましては関係の皆さまのご支援とご協力を賜りまして、昭和四十四年九月六日に都知事の認可を取りまして以来鋭意事業の遂行に努力してまいったので

ございます。おかげさまでもちまして当該区画整理事業も完了に近づきましたので、この際地方自治法第二百六十条第一項に規定する市町村の区域内の町もしくは字の名称を変更しようとする——いわゆる市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め都道府県知事に届出なければならぬという規定に基づきまして、町区域の設定に関する本案を提出した次第でございます。

現行の「字」の区域を「町」の区域に変更いたそうとする区域は、本案に記載のとおり多摩河原区画整理事業の施行区域となりました大字能川及び大字福生の一部の区域でございます。その変更すべき区域間の参考資料については別冊として町区域設定書案、町区域設定図案及び町区域設定案内図の三つを議案に添付申しあげましたが、具体的には本議案に記載のとおり五日市街道を南北を境といたしまして、多摩河原の下流から南田園一丁目、南田園二丁目、南田園三丁目、それから北田園一丁目、北田園二丁目の区域をそれぞれ定めようとするものでござい

ます。

なお、本案にうたつてございます土地区画整理法第百三条第四項の規定の換地処分公告と申しますのは、東京都知事が行う換地処分の公告の意味でございます。本案はその公告のあった日の翌日から施行しようとするものでございますが、町区域の新たな名称につきましては、すべてご案内のとおり全員協議会、福生市都市計画審議会、多摩河原土地区画整理審議会等のご意見を取り入れて策定したものでございます。なお、ご参考のために申しあげますと、換地処分の公告は来年十一月ごろと予想されるのでございますが、それまでに不動産登記法に基づきます新しい地番を設定する作業がございします。これに相当の期間を必要とするとの判断から本案を早めに議会に提案申しあげて議決を賜わろうとするものでございます。

何とぞご審議をいただきまして原案どおりご可決ご確定あらんことをお願い申しあげる次第でございます。

○議長

(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○十一番

(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) おわかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第九十五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第十二及び日程第十三を一括して上程いたします。

日程第十二議案第九十六号市道路線の認定についで
日程第十三議案第九十七号市道路線の廃止についで
以上二案を一括し議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設課長 須崎 進君登壇）

○建設課長（須崎 進君） ご指名によりまして議案第九十六号及び議案第九十七号についてご説明を申しあげます。

議案第九十六号市道路線の認定につきましては、道路法第八条の規定に基づきまして認定しようとするものであります。

市道一二三八号線は市民プールのわきから永田橋へ通する福生緑地柳山公園内にあります延長六百五十七・九メートル、幅員四メートルの河川敷堤防を建設省に申請いたしまして許可を得て市道として認定した後、自転車道として使用しようとするものでございます。

福生市議会

議事録

次に議案第九十七号につきましては市道路線の廃止でございますが、道路法の第十条第一項の規定によりましてここに表示してございます四路線の廃止をご提案申しあげるものでございます。

市道二一七号線は熊川の武蔵野地区の八高線沿いの第四市営住宅の東側延長六メートル、幅員一・八メートルの赤線道路でございますが、現在民有地になっております市道九号線と交換しようとするものでございまして、そのために十一号線を廃止しようとするものでございます。

次に市道二四一七号線は熊川神社北西の延長三十五・五メートル、幅員一・八メートルの路線でございますが、この路線は現在全く民有地となっております、道路はなく庭となっている状態でございます。これは昭和三十六年の路線の再編成以前の認定の誤りであろうかと思われます。したがいましてこの路線を廃止して整理しようとするものでございます。

次に市道二〇一七号線ですが、これは横田基地前の国道一六号